

令和3年度 厚木愛甲環境施設組合人事行政の運営等の状況

令和3年度の組合人事行政運営状況について、厚木愛甲環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第1条に基づき公表いたします。

1 厚木愛甲環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条第1項に基づく報告事項

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

組合の職員は、厚木市、愛川町及び清川村と組合との間で締結された「職員の派遣に関する協定書」に基づき、厚木市、愛川町及び清川村の派遣職員で構成されています。

職員数について (各年度4月1日現在)

区 分	令和3年度	令和2年度
事務職	7人	7人
技術職	5人	3人

(2) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 勤務時間等について

勤務時間	8時30分から17時15分まで
休憩時間	12時から13時まで

組合の休日：日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日

イ 年次休暇の概要と取得状況について

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平均取得日数	14日
--------	-----

取得期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ウ 特別休暇について

年次休暇以外にも、特別な事由がある場合には、特別休暇を受けることができます。

エ 介護休暇、看護休暇、療養休暇及び育児休業の取得状況

区 分	介護休暇	看護休暇	療養休暇	育児休業
取得者数	0人	0人	0人	0人
取得日数	—	—	—	—

(3) 職員のサービスの状況（サービスに関する基本原則の概要）

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしたりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関する等の政治的行為が禁止されています。

(4) その他管理者が必要と認める事項

特にありません。

2 厚木愛甲環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する要領に基づく報告事項

(1) 職員の給与の状況

職員の給与については、派遣元市町村（厚木市、愛川町、清川村）の規定に基づき派遣元市町村が支給し、その経費は組合が負担しています。

特別職の報酬の状況

議会の議員	議長	年額 87,000 円
	副議長	年額 81,000 円
	議会運営委員会の委員長	年額 81,000 円
	議会運営委員会の副委員長	年額 78,000 円
	議員	年額 75,000 円
監査委員	議会議員のうちから選任された者	日額 7,800 円
	識見を有する者のうちから選任された者	日額 10,800 円

(2) 職員の分限及び懲戒処分状況

派遣元市町村（厚木市、愛川町、清川村）の規定に基づき、組合と派遣元市町村が協議して適用します。

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持する

ために行う処分です。

【処分該当者なし】

(3) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 職員研修

派遣元市町村(厚木市、愛川町、清川村)において行われる研修(一般研修、専門研修、特別研修等)に参加し、人材育成を図っています。

イ 勤務成績の評定

勤務成績の評定については、派遣元市町村(厚木市、愛川町、清川村)の人事評価の規定により評価を行います。

(4) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 共済組合に関すること

派遣元市町村(厚木市、愛川町、清川村)において神奈川県市町村職員共済組合の組合員として各種給付等の適用を受けます。

イ 福利厚生制度に関すること

派遣元市町村(厚木市、愛川町、清川村)の福利厚生制度の適用を受けます。

ウ 公務災害補償制度に関すること

公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行い、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。派遣元市町村(厚木市、愛川町、清川村)において適用を受けます。

エ 公平委員会に関すること

職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談を公平委員会にすることができます。派遣元市町村(厚木市、愛川町、清川村)において適用を受けます。